

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百五十四条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができ。ただし、当該労働金庫又は労働金庫連合会が、この告示の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。